赤い羽根共同募金に善意のご協力を!!

◇…「だれもがひとしく人間として尊重され…◇

◇…生きる喜びに満ち溢れることは、時代を超え…◇

◇…思想を超えた、人類社会共有の理想である」…◇

これは、共同募金運動要綱の最先に掲げられた共通の理想です。そして「赤い羽根」を募金運動のシンボルとして、毎年多くの人びとの善意とあたたかい協力に支えられて、大きな成果を改めて参りました。今年もまた、十月一日から、全国一斉に共同募金がはじまります。岩室村でも、例年のように各字の区長さん方に委嘱し、「封筒募金」の方法で一世帯「三〇〇円程度」を目標に、広く募金をお願いすることにいたしました。共同募金会から配布されたチラシなどもお読みいただいた上、格別のご理解とご厚意をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

戸籍シリーズ㉑ 社会生活と戸籍

戸籍制度は、日本国民の身分関係を登録公証し、ひいては日本国民の国籍を公証する唯一の制度です。

社会生活上、我々は往々にして我々自身あるいは家族について、氏名、年令あるいは親族関係について証明しなければならない場合があります。また、日本国民であることを証明しなければならない場合も起こります。例えば、就学、就職、海外渡航のため旅券申請、免許資格、結婚又は各種年金の申請等の場合には、氏名、年令等の証明。扶養手当、児童手当の支給あるいは相続等の場合には、夫婦、親子あるいは兄弟姉妹等一定の範囲内の親族関係にあることの証明をしなければなりません。また、日本国民のみが就ける職業（公務員等）に就く場合、外国から帰国する場合等には日本国民であることの証明が必要となります。

そして、以上の場合は、戸籍制度があるために、氏名、年令、親族関係は戸籍の記載自体から容易に証明ができ、また戸籍には日本国民のみしか記載されないところに、戸籍の存在により、日本国民であることの証明ができるのです。若し戸籍制度を抜きにして、国民が自らの手でこれらを証明しなければならないとすると、多大な調査を要し、事実上不可能といっても過言でないと思います。

更に、身分関係が明確でないと、知らぬ間に近親者間の婚姻が生じたり、複数の人間との間に婚姻関係が生じたりして、身分関係が混乱し、ひいては社会生活の秩序や道徳が乱れるということにもなりかねません。この点においても、戸籍制度は重要な働きをしているのです。

しかも戸籍は公正証書として、その記載は適法、有効であるとの推定を受け、強力な証明力を有し、かつ社会一般も戸籍制度を信頼し、それを基礎として各種の身分上財産上の行為が円滑に行われているのです。

以上のように、戸籍制度は、社会生活上最も基本的な要請に応えるために設けられている制度であり、国家社会を支える最も基礎的な制度となっているのです。

戦没者遺族等援護法の一部改正が行われました

戦傷病者、戦没者遺族等援護法が一部改正されました。主な改正点については次のとおりです。

特別弔慰金について

1、支給対象範囲の拡大

(イ) 満洲事変対象者

昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日（満洲事変以後日華事変前）に公務上症病にかかり、死亡した者の遺族で、昭和五十年四月一日現在において、遺族年金又は公務扶助料等の受給権者のいない遺族に対して新たに特別弔慰金二〇万円が支給されることになりました。

2、遺族の範囲の拡大

(イ) 三親等内親族対象者への支給

戦没者等の遺族で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が昭和五十年四月一日前にすべて死亡又は失権していた場合に、戦没者の戦没当時まで引き続き一年以上生計維持又は生計同一にあった、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の三親等内の親族にも特別弔慰金二〇万円が支給されることになりました。

(ロ) 三親等内親族となる主なものは次の者です。

・戦没者の伯叔父母、甥姪、曾祖父母及び曾孫（血族）

・戦没者の三親等内の血族の配偶者（姻族）

・戦没者の配偶者の父母、曾父母、曾祖父母、兄姉姉妹、伯叔父母、甥姪（姻族）

3、請求期限は昭和五十二年十月一日から昭和五十五年九月三十日までです。

特別給付金支給法について

1、昨年（五十一年）改正された援護法により、遺族年金又は遺族給与金を受けとることができるようになった戦没者等の妻、父母、祖父母の方に今年（五十二年）から特別給付金が支給されることになりました。この特別給付金は遺族年金又は遺族給与金を受給していないと支給されませんので、まだ請求手続きを行っていない方は早急に行ってください。

2、五十二年五月十五日に受領が終わりました「第二回特別給付金国庫債券・ろ号」「第三回特別給付金国庫債券・ほ号」をお持ちの方に新たに継続して特別給付金が支給されます。これらの特別給付金はすべて本人の請求により支給されるものですから請求権のある方は手続きを忘れずに行ってください。

なお、それぞれの請求について、不明な点がありましたら、役場住民福祉課へ問い合せください。

「年金ニュース」あなたの国民年金です

—お納め忘れなく—

国民年金制度が発足して、今年で十七年目。加入者は約二、六五〇万人、年金をうけている人は約三九〇万人にもなります。また、年金額も物価スライド制により、この十一月より九・四%引上げられました。

ところで、保険料は納付期限までにおさめていますか。納付が遅れると、ケガをしたときの障害年金やご主人に万一のことがあった場合の母子年金がうけられない場合があるだけでなく将来、老齢年金もうけられなくなることもあります。

あなたが保険料をおさめ続けて築きあげたあなたの年金は、あなたの老後を支えるだけでなく、万一の場合に、あなたに生きる勇気をも与えてくれるでしょう。

かけがえのない年金権の確保——そのための保険料ですから、忘れてなどいられないのです。

石油ストーブ（移動式）は対震安全装置付に!!

十月一日から石油など液体燃料を使用する移動式ストーブは、地震などで転倒した際に燃料の供給を自動的に停止する装置（対震安全装置）付のものを使用するように義務づけられたこと、つまり対震安全装置付の装備されたものでなければ使用できないことを、村民の皆さんは、充分理解されたでしょうか。

もうすぐストーブの時期です大変でしょうがそれまでに対震安全装置の装備されたストーブを使用されるようにして下さい。

（南部消防岩室分署）

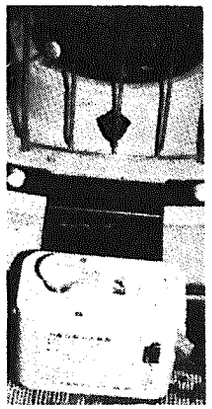

所得税　特別減税の還付金は受取りましたか

農業や営業など事業所得者で確定申告をして昭和五十一年分の所得税を納税した人には、六月下旬に税務署から還付請求金額のお知らせをお送りしました。

大部分のかたは還付金を受取りましたが、まだお手元にお持ちの人は、郵便局などの所要事項を記入して至急税務署へ提出してください。

特別減税額は、納税者本人が六、〇〇〇円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三、〇〇〇円です。しかし、納めた昭和五十一年分の所得税額が、特別減税額より少ないときは、納めた所得税額が限度になっています。

十月の納税　〃納税はお早目に〃

◎固定資産税　納期限　十月三十一日

お忘れない様御納入ください。

◎振替納税でない方へ

納期の過ぎた税金

固定資産税　一、二期

県村民税　一、二期

軽自動車税　全期、月割

健康保険税　一、二期

忘れて居ませんか、お調べの上納入してください。

◎便利な振替納税利用者は、月々増加して居り増々好評いただいて居ります。振替納税の御申込は最寄の金融機関又は役場の税務課の窓口へ印鑑持参で御出掛ください。

危険物取扱者試験と準備講習会のお知らせ

◎準備講習会

○種類　乙種四類

○日時　十月十七日（月）、十月十八日（火）、午前九時～午後四時

○場所　燕市総合文化センター

○申込み　十月七日迄に岩室分署へ

◎試験

○種類　乙種全類、丙種

○日時　十一月十三日（日）午前九時三十分から

○場所　新潟市市立二葉中学校、三条市市立第二中学校

○申込み　十月十九日迄に岩室分署へ

尚、詳しいことは、消防岩室分署へ、おたずねください。

電話　(二)三三六〇

昭和52年度違反建築防止週間の実施について

この運動は、県民一般に建築基準法の目的・内容についてのご理解をいただくとともに、違反建築物に対しては、行政上の必要な措置を積極的に講ずることによって、良好な市街地の環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的として次の要領で行われます。

○期間　十月十一日（火）～十七日（月）

○重点事項

(1)建築基準法の周知徹底

(2)違反建築物の是正措置の推進

この週間内に土木事務所では一斉公開建築パトロールを行ないますのでよろしくご協力をお願いいたします。

税の知識　品物にかかる税金

税金というと、所得税や相続税などがすぐ頭に浮びますが、酒税や物品税などの間接税も私たちの日常生活に深いかかわりを持つ身近な税金です。

酒税は清酒、ビール、ウイスキーなどにかかる税金で、製造場から出荷されるときに課税が行われています。

物品税は、比較的ぜいたくな装飾品や娯楽用品などにかかる税金で、第一種と第二種にわかれています。

第一種の物品は宝石類、貴金属製品、毛皮製品などで、小売のときに課税が行われています。

第二種の物品はゴルフ用具、乗用自動車、ルームクーラーなどで、製造場から出荷されるときに課税が行われています。

物品税の負担割合

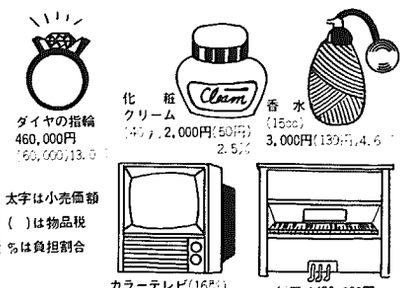

注　太字は小売価額　( )は物品税　%は負担割合